

# 会計帳簿の記載事項について（住所の取扱い）

## 1. 制度の概要

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。

## 2. 会計帳簿への住所記載に当たっての問題点

特に会計帳簿への住所の記載については以下の問題点が指摘されている。

- (1) 住所の記載については、支出を受けた者が団体である場合には主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、主たる事務所の所在地の特定が困難な場合がある（直営店かフランチャイズ店かの判断等）。
- (2) 支出を受けた者の住所の記載が領収書にない場合等、住所の特定が極めて困難な場合がある（コインパーキングや個人タクシーの領収書等）。
- (3) 内部資料である会計帳簿に少額の支出を含めたすべての支出に係る住所を記載しなければならないことの必要性について疑義が寄せられている。

### 3. 問題点への対応（政治資金監査上の取扱い）

#### （1）主たる事務所の所在地について

会計帳簿への住所の記載については、外形的・定型的監査という政治資金監査の性格を踏まえれば、会計帳簿に記載された当該住所が主たる事務所（本社）の所在地であるかどうかについてまで登録政治資金監査人が政治資金監査において確認することは困難である。したがって、政治資金監査においては主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、財・サービスの購入先の所在地を含め、いずれかの住所が記載されていればよいとするべきか。

#### （例）

○コンビニエンスストアやコインパーキングで、直営店かフランチャイズ店かの判断が難しい場合

※厳密に解釈すれば、直営店の場合は本社の所在地を記載し、フランチャイズ店の場合は財・サービスを購入した店舗の所在地を記載しなければならない

○領収書等に本社ではなく、支店や営業所の名称・所在地が記載されている場合

※厳密に解釈すれば、本社（主たる事務所）の所在地を調査の上、記載しなければならない

## (2) 住所の特定が困難な場合について

会計帳簿への住所の記載に当たっては、領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、法の規定に基づき、電話等により可能な範囲で調査の上、会計帳簿への住所の記載に努めることが原則である。しかしながら、事実上又は社会通念上客観的に住所を特定することが困難であると判断される場合には、住所不明又は住所の記載の一部省略の記載とすることもやむを得ず、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこととするか。

### (例)

- コインパーキングの領収書等で支出を受けた者の住所が記載されていない場合（住所のみならず、電話番号も記載されていない領収書等が存在）
- 個人タクシーの領収書等で、協同組合の連絡先（電話番号）のみが記載されている場合
- 領収書等が発行されない自動販売機を利用した場合
- 財・サービスを購入した場所（又は市区町村名等その一部）は明らかであるが、支出を受けた者が特定できない場合（コインパーキングや自動販売機等を利用した場合）

#### 4. 会計帳簿の記載事項の省略（検討の視点）

政治資金規正法改正による政治資金監査の導入等を踏まえ、収支公開制度の趣旨を損なわない範囲内で政治団体の事務負担の軽減を図ることが可能か検討する。検討に際しては以下の点に留意する必要がある。

(1) 会計帳簿に住所等の明細を記載させることの意義

領収書等の徴収や政治資金監査に加えて、会計帳簿に住所等の明細の記載を求めることの意義についての検討。

(2) 収支報告書の記載事項と会計帳簿の記載事項との関係

収支報告書の記載事項（特に明細の記載の基準）を踏まえた会計帳簿の必要記載事項の検討。